

令和3年(ワ)第3483号 損害賠償請求事件

原告 榎本清

被告 東大和市

原告準備書面(1)

東京地方裁判所立川支部

民事第1部3B係 御中

2022年5月30日

原告 榎本 清 印

## 第1 本件提訴の理由

### 1. 不当な行政不服審査裁決

原告は、2021年2月26日、行政不服審査法第2条に基づき、「審査請求に係る処分の内容」を「東大和市中心公民館長の不当な処分」として、東大和市行政不服審査会宛てに提出した。その後、同市役所総務部文書課担当職員の案内により、提出先を審査庁である「東大和市長尾崎保夫」に訂正し、また、「審査請求に係る処分の内容」を「2021年2月24日に審査請求人に対して行ったチラシ(添付資料)設置申請に対する口頭による不許可処分」と訂正し、3月10日で審査庁に受理された(甲3号証 処分についての審査請求書)。

半年以上の審査の結果、同請求の結論は、審査請求人である原告の得られる法的利益がないという理由で、却下という裁決であった(甲4号証 裁決書(大総文収第70号))。審査庁である本件被告は、処分庁の拒否処分(チラシ1の受領拒否)の有無についての判断はせず、この結論を導いたのである。

そもそも、行政不服審査法の目的は「国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保すること」(第1条)である。仮に審査請求人の法的利益がないとしても、「行政の適正な運営を確保すること」に資するのであれば、「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為」(第1条)、すなわち、東大和市長尾崎保夫によるチラシ1の配置(行政用語では掲示)としているようであるが、以降もそのまま使用する)拒否処分について、その有無を判定し、裁決を導くべきであった。しかし、結果的にはこれを回避したのである。

行政不服審査法が適正に運用されない実情に遭遇し、被告の違法、不当な公権力の行使を明らかにするためには、司法による判断を仰ぐ他ないと原告は結論し、提訴したところである。

### 2. 被告の虚偽主張

前項の理由とも重なるが、原告にとって最も許しがたいのは、被告が審査請求の場においても、本件審理の場においても、虚偽の主張をしたことである。具体的には、公権力を利用して提出チラシ1の書き換えを強要・強制した事実を無かったこととし、原告自らが主体的にチラシ1の書き換えに応じたかのごとき主張を、再三再四にわたって平然と行ったことである。

自ら成した行為を隠蔽・改ざんし、その結果として、原告の対応を180度捻じ曲げて主張する、このような恥知らずな対応・主張を許すわけにはいかない。原告の提訴の理由はそのことに尽きると言っても過言ではない。本件の審理によって実現すべきは、被告の行為の真実を明らかにし、虚偽の主張を暴くことである。

ちなみに、原告は精神的な損害を受けたとし、10万円の慰謝料を請求しているが、それは、公権力の行使を利用した、チラシ1の書き換え強要・強制に関するもので、被告の虚偽の主張から受けた精神的な損害は含まれてはいない。

## 第2 本件の前提となる事実（2021年2月24日と26日における、東大和市立中央公民館窓口での、被告と原告のやり取り等）

### 1. 被告の認識する事実と主張

2021年2月24日、原告は、東大和市立中央公民館文書ラックに置いてもらうべくチラシ1（甲1号証）を同公民館に持参した。被告である同公民館長は、公民館には法廷はなく、集会は公判ではない、そのまま配置すると職員の業務に支障が出るとの理由で、チラシ1の内容のうち「公判日時」の「公判」を、また、「東大和市中心公民館203号法廷」の「法廷」を、それぞれ修正するよう原告に依頼した。

翌25日、原告が、被告の依頼に応じてその内容を修正したチラシ2（甲2号証）を持参したので、被告はこれを受け取り、同日、同公民館文書ラックに置いた。

上記事実に照らせば、この間の被告の対応に、原告の表現の自由や個人の尊厳を侵害する行為はなかった。

### 2. 原告の認識する事実と主張

#### (1) 2月24日

2021年2月24日、原告は、自身が作成した3月7日実施予定の集会（原告が東大和市を被告として争っている裁判の報告・討論集会）を呼び掛けるチラシ1を、東大和市の市立中央公民館、及び地区公民館に配置してもらうべく、同市立中央公民館に持参した。

被告である同公民館長は、「ここには『法廷』などは無いし、『公判』など開かれない」とし、チラシ1の内容のうち「公判日時」の「公判」を、また、「法廷」、及び「東大和市中心公民館203号法廷」の「法廷」を削除、または変更しなければ「認められない」と発言。原告は、これは集会名が「裁判ごっこ」とある通り、「法廷」「公判」の字句はシャレ・諧謔・寓意の一部であり、架空の設定表現である。チラシ1全体を見れば、そのような誤解を生じる恐れはないと主張した。それでも被告は、「私には、これがシャレとは思えない」と言い、書き換えを要求し続けた。そして、チラシ1を置けば公民館に問い合わせの事態が生じ、職員の業務に支障が出るので、「認められない」と主張した。

原告はさらに、チラシ1冒頭にある「裁判ごっこ」という表題を見れば、本当に「法廷」が開かれるなどと考える人は皆無であり、万が一そのような事態になったとしても、問合せ先として原告の連絡先が明記してあり、職員の手を煩わせるようなことは無いと反論した。しかし

被告は従前の理由を繰り返して、チラシ 1 の受け取りには至らなかった。

集会日時が迫っていることから、原告はやむなく、「館長の要求通り字句を変更、または削除すれば配置を認めるのか」と質問した。しかし被告は「出されたものを見なければわからない」とし、即答を拒否したため、これ以上被告と問答してもチラシ 1 の受け取りはないと判断し、被告の言い分には納得できていないと通告し、いったん同公民館を後にした。

## (2) 退館後

広報の効果を上げるために、原告自身が工夫を凝らして作成したチラシ 1 の内容を、納得いかない被告の言い分のみを受け入れて書き換えることは、原告にとってはなほだしく屈辱的なことであるばかりでなく、表現の自由の侵害を自ら認めるといって、最悪、最低の対応であった。また、「不当な権力の行使に対しては、泣き寝入りをせず、その不当性を訴えて立ち上がらなければならない」と常日頃から周囲に求めていた原告の主張を、自ら否定することでもあった。そのため、チラシ 1 の書き換えには、絶対に応じられないと考えていた。

一方で、公民館にチラシを置かせてもらうことは、集会の周知のためには欠くべからざる条件であったことが、原告にとってはジレンマでもあった。

そこで考案したのがチラシ 2 である。「公判」(1ヶ所)「法廷」(2ヶ所)の字句の上に二重線をひき、前者の「法廷」の下に「ところ」と書き加え、被告の違法、不当な要求によって、書き換えさせられたことが明らかになるようにした。

## (3) 2月25日

翌 25 日、同館を訪れチラシ 2 を提出した。被告はまだ不満の様子だったが、そのチラシ 2 を受領した。チラシ 2 提出の際、原告は被告に対し、被告の主張を受け入れて書き換えたものではなく、チラシを配置してもらうためにやむなく書き換えせざるを得なかったものであると説明し、被告の対応は、その権限を利用した被告の意向に沿ったチラシ 1 の書き換えを迫るものであり、決して容認できない旨を伝え、このことは、しかるべきところに出て対応をとると通告した。

原告は、被告の上記対応を不服として、2月26日に同市役所総務部文書課窓口に出向き、審査請求書を提出、3月10日で審査庁である東大和市長に受理された。なお、審査請求書受理、及びその後の経過は、「第1 本件提訴の理由」に記した通りである。

## 第3 本件の争点(被告によるチラシ1の配置拒否処分、及びその権限を利用した書き換え強要・強制の有無)

### 1. 被告の24日、及び後日の対応

被告は、原告がチラシ 1 を持参した際に、「これはだめだよ」と発言し、前記 3 点の字句の変更を求めてきた。原告はその必要はないと反論したが、被告はあくまでも書き換えにこだわり、被告の意向に従った書き換えがなされないチラシ 1 の受領、または配置は「認められない」とし、チラシ 1 の受け取りをしなかった。

前述の通り、チラシ 1 の書き換えを原告に迫ったのは、あくまでも依頼(行政不服審査の場

では、被告は主に「お願い」を用いている)であったと、被告は後日主張している。

## 2. 一般的な事例として

警察官による「任意同行」(刑事訴訟法 198 条 1 項)がその象徴的なものだが、行政官が対象者に任意性があることを告げぬまま、公権力の行使に及ぶという事例が少なくない。行政官からすれば、対象者に下手な抵抗をされることなく、業務を執行できる場合が多いので、対象者の「任意性の隠蔽」をすることは、自身にとって都合がいいのだろうが、対象者である国民の側からすれば、権利の侵害であり、違法な処分となることも十分にあり得る。「任意性の隠蔽」が意図的であろうと、行政官の怠慢によるものでであろうと、対象者にとっての権利の侵害の事実は変わらない。

近年では、感染症予防に関して、マスク着用義務化、飲食店の営業時間の制限義務化に抵抗する行為に、ペナルティーを科すことに対し争われる例も多い。この場合も、対象者の任意性があいまいであることが原因であり、「任意性の隠蔽」と無縁ではない。

「任意性の隠蔽」と並んで、または結果として、「合意の捏造」という事態が発生する場合も少なくない。

警察官による「任意性の隠蔽」のまま連行された対象者は、警察官に従うこと自体が義務である、または警察官にはそのような権限があると誤認し、交番や警察署といった所定の施設まで連れていかれる。その結果、対象者は不当に拘留され、場合によっては起訴されることすらある。対象者が事後に抗議しても、連行はあくまでも任意によるものであり、対象者はそれに同意していたと警察官は主張し、逮捕・拘留に至った経緯は問題にされることはない。これはまさに「合意の捏造」であり、これを覆すことは、極めて難しい。

「合意の捏造」は、性的犯罪者による犯行の言い逃れとして利用されることも多い。性的犯罪者は(時として行政官・第三者すら)、被害者は行為に及んだのだから、そこには合意があったと主張する。暴力や威嚇を持って「行為」に及んだにも拘らず、「行為」の存在が「合意」の存在証明であり、「合意」があったのだから、犯罪ではないと主張するのである。まことに、憎むべき言い逃れである。近年では、そのような犯罪者の主張や同調する第三者の意識は、認められにくくなったとは言うものの、人々の意識から完全に消え去っているわけではない。

このように「任意性の隠蔽」と「合意の捏造」は、違法、不当行為の「パートナー」であり、父・母である。本件の被告の行為も、この構図と合致するのである。

## 3. 本件の場合(チラシ 1 の受領拒否)

被告は、自身の意向に沿ったチラシ 1 の書き換え要求が、あくまでも依頼であったと言う。しかし、依頼である根拠はどこにあるのか。要するに、原告が最終的にチラシ 1 の内容をチラシ 2 のようにしたものを翌日提出した、そのことを唯一の根拠としているだけである。

字句を変更したチラシ 2 の提出という「行為」があったのだから、被告の行為は依頼であり、したがって強要や強制は無く、原告は納得してその「行為」に及んだ。すなわち、そこには原告の「合意」があったとの主張と同一である。「合意」という言葉自体こそ発していないが、実質的に合意の存在を示唆している。

本件は性的犯罪とは異なるが、「合意の捏造」という観点からすれば、全く同じような構図が見られるのである。

一方、原告は2月24日も、翌日の25日にも、被告に対し、その主張に納得するものではないと繰り返し伝え、しかるべき対応を行う旨、言明している。原告が2月26日に行政不服審査を申請した事実が、被告の主張に納得していないことの証明であり、チラシ1の書き換え要求が、被告の権限を利用した、不当な強要・強制によるものであることを物語っている。

被告は、(行政不服審査の段階からそうであったが、)「合意の捏造」を盾に、もっぱら自己保身を図っているのである。

原告は、チラシ1の書き換えは必要ないと被告に反論し、その意思も無いと告げた。にもかかわらず、被告の意向に沿ったチラシ1の書き換えてを求め続け、チラシ1受け取りには至らなかった。すでにこの段階で、チラシ1の受領拒否は成立していると言わねばならない。受領拒否は、そのまま配置拒否を意味する。

#### 4. 本件の場合(チラシ1の書き換え)

被告が、書き換えが依頼であったと主張するなら、そのことは何によって証明できるか。少なくとも、24日には「依頼」という言葉は一切発せられていない。依頼であると、後日主張しているに過ぎないのである。

被告はチラシ1の書き換え要求を続け、受け取りしない状態を維持し続けた。被告が、依頼であったと、後日いかに主張しても、申請者の置かれていた当日の状況からすれば、「書き換えしなければ受領を拒否する」「配置を拒否する」と言われているに等しい。そのような状況では、原告にとって書き換えが任意であるとは、受け止められるはずがない。そのうえで、書き換えられたチラシが申請者から再提出されたからと言って、24日の被告の対応が「依頼」であったとすることは、道理に合わない。

仮に、この段階で「受領しない」「配置は認められない」という被告の具体的な発言がなかったとしても、上記被告の対応を見れば、チラシ1に対する受領拒否・配置拒否の実態が十二分に成立していたことは、明らかである。

このことは、被告がその権限を利用して、原告の作成したチラシ1の書き換えてを迫るといふ、公権力の卑劣な行使であり、同時に、憲法が定める表現の自由の侵害(第21条)でもあったことを指摘しておかねばならない。

### 第4 法的根拠について

#### 1. 被告が「依頼」・「お願い」にこだわる理由

掲示物の配置権限を利用したチラシ1の書き換え要求について、被告は一貫して「依頼」・「お願い」であったと主張している。すでに述べてきたように、実態的には、被告の配置許可権限を利用した書き換え強要・強制があつたにもかかわらず、なぜ被告は、24日当日、口にしなかった「依頼」・「お願い」に固執するのか。もし仮に、被告に配置許可権限があるならば、「依頼」・「お願い」ではなく、「指示」・「要求」でもよかつたはずである。

繰り返しになるが、被告が「依頼」・「お願い」であったと主張し続ける理由のひとつは、「合意の捏造」を形成するためである。被告の希望する書き換えに原告が納得し、原告自らがチラシ 1 の書き換えを行ったという「事実」が必要だったのである。そのためには、被告の要求に従うも従わないも、原告の任意であるという事実を告げる訳にはいかなかった。もし原告にチラシ 1 の字書き換えが任意であると告げれば、原告はそれには応じないからである。「任意性の隠蔽」による「合意の捏造」を出来させる必要性がここにある。

被告が「依頼」・「お願い」にこだわるもう一つの理由は、本件チラシ 1 に限って言えば、被告の配置許可権限の法的根拠が無いが、あっても極めて乏しいものと自覚したからである。現実には強要・強制に当たる行為があったにもかかわらず（「あったからこそ」と言い換えてもいい）、依頼であったと言いつくろわねば不利になるという、「計算」が働いたと考えられる。

もちろん、2月24日当日に、被告の頭にそのような認識があったとは思われない。このような主張は、審査請求に持ち込まれた際、さらに本訴訟に及んだ時に、被告が後付けで考え出したものだろう。であるからこそ、24日の「これはだめだよ」「認められない」との発言を否定せざるを得なかったのである。

## 2. 被告の配置許可権限

社会教育法では営利目的の事業・特定の政党の利害に関する事業、ならびに選挙における特定の候補者の支持を禁じている（同法第2条）

また、東大和市立公民館条例施行規則第10条2項は、館長による掲示物・展示物の許可権限を認めている（甲5号証）。ただし、その権限は無限定なものではなく、公民館運営事務処理取扱基準（甲6号証）第7条「掲示物の制限」に、具体的に示されている。

それによれば、（1）宗教団体等の布教、勧誘目的とするもの、（2）営利を目的とするもの、（3）政党等・議員等の活動に関するもの、（4）中傷するもの、人権やプライバシーを侵害するもの、（5）公序良俗に反するもの、（6）東大和市以外の自治体だけで活動しているグループの会員募集となっている。当該のチラシ1は、このどれにも当てはまらない。

また、同基準第8条の「取扱いの条件」として、次の3項が定められている。（1）取り扱うための必要な所定の手続きを経ていること、（2）団体名・責任者・問合せ先が明記されていること、（3）定められた枚数（チラシは各館30枚程度）であること、となっている。当該のチラシ1は、これらの条件をすべて満たしていた。

すなわち、原告の持ち込んだチラシ1に関して言えば、被告が配置を認めない法的根拠に欠け、原告がチラシ1の書き換えをしなければならぬ法的根拠はなにも無い。被告が自己の主張の根拠として、同取扱基準を示さなかったのは、単なる怠慢か、被告にとって不都合であったからに他ならない。

## 第5 表現の自由の侵害について

### 1. 原告の意図

#### （1）実用的側面

被告は、原告作成のチラシ 1 について事実と異なる記載があり、その書き換えを求めたのであるから、表現の自由の侵害はなかったと主張している。しかし、これらの指摘は表面的、皮相的な事実を述べたものであり、全体的、統一的な観点を欠いていると言わざるを得ない。

「2. 原告の認識する事実と主張」においてすでに述べた通り、このチラシ 1 は題名に「裁判ごっこ」とある通り、広報の効果を高めるため、チラシ 1 全体としてシャレ・諧謔・寓意を利用したものである。したがって、「公判日時」「法廷」とあるのを見て、本当の裁判が開かれ、公民館の中に法廷が設けられると考える者がいると想定することこそ、不自然である。しかも「203 法廷」の後には、続けて「(学習室)」とまで記載されている。

万が一、誤解するような方がいたとしても、連絡先も記載されており、公民館職員の仕事が通常以上に増えるなどということは考えられない。現に、2021 年 3 月 7 日の集会以降、既に 3 回、同様の内容でチラシを作り、実施もしてきたが、一度としてそのような混乱はなかったし、主催者側への問い合わせも皆無であった。

## (2) 思想の表出

チラシの第一義的な目的は、事実を伝えるということである。しかし同時に、制作者が意図するか否かを問わず、表現行為の中にその思想・主張・意向が反映されるという位相があることも事実である。

原告が、当該チラシ 1 の表題を「裁判ごっこ」と名付けたのには、2 つの理由がある。広報の効果を高めるための主要なものだが、その他に、東大和市を被告とした裁判（令和 2 年（ワ）第 2710 号 東京地方裁判所立川支部）に取り組んでいたことから、東大和市当局に対する揶揄の意味を込めたものでもあった。

そのことに密接に関連した「裁判ごっこ」という表題は、当然なことながら、「何を」「どこで」を表す「公判」「法廷」という表現を導いたのである。「(1) 実用的側面」でも述べたことであるが、同記載で誤解が生じる恐れはないとの判断もあった。

カッコ付けで「学習室」と入れたのは、必要ないとは思ったが、公民館へのギリギリの配慮であった。その上、被告の要求に従って、「公判」「法廷」を消すことは、全体の構成を台無しにしてしまうことであり、譲れない一線であった。

## 2. 被告の違法、不当な行為

被告の原告に対する「注文」は杞憂であるか、為にする言いがかりでしかない。後者に関して言えば、原告が、東大和市長を被告とした裁判の原告としても取り組んでおり、そのことと無縁ではないだろう。

掲示物の許可権限という公権力を利用して、チラシ 1 の書き換えを迫ることは、社会教育の最前線に立つ公民館職員としてあってはならない不当な行為であり、さらに重大なのは、憲法を順守すべき公務員が、表現の自由、ひいては集会結社の自由、検閲の禁止（憲法第 21 条）違反を犯しているということである。被告はこれらのことを厳に自覚し、再発防止に努めなければならない。

## 第6 損害について

被告は、チラシ1についての館長の強要・強制が、「事実と異なる記載の修正」としているが、チラシであろうとポスターであろうと、事実の伝達という目的の他に、思想等の表出という位相があることは、すでに述べてきたとおりである。被告の主張は、事実の伝達という側面にだけ光を当て、些事を大げさに騒ぎ立てているに過ぎない。

一方、チラシと言えども、作成者の表現行為の一つであり、まして意図してそのような表現方法（諧謔・皮肉・揶揄）を選択したとすれば、たとえ全体の一部であったとしても、その書き換えは、表現行為の核心を揺るがすこととなる。そのよう表現活動に対し、不当に規制を加えることは、表現の自由に対する重大な挑戦であると共に、個人の尊厳を侵害する違法な行為であることを、被告は自覚しなければならない。

そもそも本件の場合、その書き換えるの必要性がなかったか、もしあったとしても、極めて薄弱なものであったことは、これまでの説明で明らかである。

また被告は、書き換えによって「そのような精神的苦痛を受けることはない」とし、『慰謝料』を『10万円』とする根拠もない」と主張している。

いわゆる「九条俳句訴訟」（平成27年（ワ）第1378号事件 さいたま地方裁判所）では、原告の女性はさいたま市に対し、慰謝料として200万円を請求している（地裁判決は5万円・高裁判決は5,000円）。原告の女性にとっては、200万円請求するほどの精神的苦痛を受けたのである。しかし反対に、同じ仕打ちを受けても何も感じない者もいる。おそらく被告は後者に近い者であるか、自身が当事者になるまでその痛みを自覚できないかの、どちらかであろう。

原告にとって10万円という額は、控えめに設定したものであるということを付け加えておく。

以上